○森林病害虫等防除法第三条第一項の規定に基づき、同項第一号に掲げる命令をする等の件（同六九一）　三〇四
○森林病害虫等防除法第三条第一項の規定に基づき、同項第四号に掲げる命令をする等の件（同六九二）　三〇五
○森林病害虫等防除法第三条第二項の規定に基づき、特別伐倒駆除を命ずる等の件（同六九三）　三〇五
○農作物共済に係る共済掛金標準率等を定める件の一部を改正する件（同六九四）　三〇五
○果樹共済に係る共済掛金標準率等を定める件の一部を改正する件（同六九五）　三〇六
○畜産経営の安定に関する法律第二十一条第一項の規定に基づき、農林水産大臣が定める金額を定める件の一部を改正する件（同六九六）　三〇六
○漁港漁場整備法施行令第四条第一項の規定に基づき農林水産大臣が定める基準を定める件の一部を改正する件（同六九七）　三〇七
○独立行政法人農業者年金基金法施行令第一条第二項の農林水産大臣が定める予定利率等を定める件の一部を改正する件（同六九八）　三〇八
○農業委員会等に関する法律施行令第七条第二項の規定に基づき、同条第一項各号のいずれにも該当する市町村を公告する件（同六九九）　三〇九
○独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第一条の規定に基づき、農林水産大臣が定める令和二事業年度における独立行政法人農畜産業振興機構法第十条第二号の農林水産省令で定める事業に係る補助の総額を定める件（同七〇〇）　三一一
○フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に係る電磁的方法による保存を行う場合に確保するよう努めなければならない基準を定める件（**経済産業・国土交通・環境**四五）　三一一
○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十二条第二項第二号ニに規定する主務大臣が定める量の一部を改正する件（**経済産業・環境**一）　三一三
○温室効果ガス総排出量の算定に係る他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数を告示する件（**同**二）　三一四
○特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令の規定に基づき、電気事業者ごとの特定排出者による他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数及び代替する係数を公表する件及び温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の規定に基づき、電気事業者ごとの調整後排出係数を公表する件を廃止する告示（**同**三）　三一五
○藤原・奈良俣再編ダム再生事業（奈良俣ダム関係）に関する事業実施計画を認可した件（**国土交通**五〇四）　三一六
○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第九条第六項に基づく令和二年度以降の五年間についての各年度の特定分別基準適合物ごとの総量を公表する件（**環境**四二）　三一六
○核燃料物質等の工場又は事業所内の運搬に関する措置等に係る技術的細目等を定める告示等の一部を改正する告示（**原子力規制委**八）　三一七

〔官庁報告〕

官庁事項

人事院規則二―四（人事院の職員に対する権限の委任）第二項の規定に基づき、昭和五十八年人事院公示第四号の一部改正に関し、決定した件（人事院公示五）　三一八
人事院規則一六―三（災害を受けた職員の福祉事業）第六条第一項の規定に基づき、昭和五十六年人事院公示第九号の一部改正に関し、決定した件（同六）　三一九
国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）第四条の二第一項及び人事院規則一六―〇（職員の災害補償）第十七条の規定に基づき、平成二年人事院公示第八号の一部改正に関し、決定した件（同七）　三一九
国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）第四条の三第一項及び第四条の四第一項の規定に基づき、平成四年人事院公示第六号の一部改正に関し、決定した件（同八）　三一九
国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）第十七条の四第二項第二号並びに人事院規則一六―〇（職員の災害補償）第三十三条の二第一項及び第二項並びに第三十三条の十一の規定に基づき、平成四年人事院公示第七号の一部改正に関し、決定した件（同九）　三二〇
人事院規則一六―〇（職員の災害補償）第十八条第一項の規定に基づき、平成八年人事院公示第一一号の一部改正に関し、決定した件（同一〇）　三二〇